○国土交通省告示第三百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉見下沢一

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南都留郡西桂町倉見の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十八年国土交通省告示第千百五十四号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°30′52.4856″	138°50′37.9422″
2	35°30′52.6757″	138°50′38.8547″
3	35°30′52.6678″	138°50′38.9987″
4	35°30′52.6420″	138°50′39.0993″
5	35°30′52.4336″	138°50′39.1050″
6	35°30′52.2079″	138°50′39.2162″
7	35°30′52.0856″	138°50′39.2136″
8	35°30′51.8659″	138°50′39.3081″
9	35°30′51.7681″	138°50′39.2715″
10	35°30′51.5871″	138°50′39.0972″
11	35°30′51.2618″	138°50′39.0062″
12	35°30′51.0019″	138°50′38.9878″
13	35°30′50.8087″	138°50′39.3157″
14	35°30′48.2088″	138°50′41.0647″
15	35°30′47.2201″	138°50′38.1094″
16	35°30′47.5079″	138°50′37.7472″
17	35°30′48.1060″	138°50′37.4372″
18	35°30′48.8619″	138°50′38.6340″
19	35°30′49.2493″	138°50′38.3720″
20	35°30′49.8912″	138°50′38.0632″
21	35°30′50.1318″	138°50′37.9737″
22	35°30′50.5820″	138°50′37.7971″
23	35°30′51.8079″	138°50′36.2331″
24	35°30′52.0383″	138°50′36.1335″
25	35°30′52.2625″	138°50′36.6839″

○国土交通省告示第三百九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

畑山谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬字円徳及び字畑山の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点　北緯三三度四二分二四秒三一〇三　東経一三五度一七分一三秒一八六一

二点　北緯三三度四二分二三秒五四五四　東経一三五度一七分一四秒〇四六八

三点　北緯三三度四二分二三秒三七四二　東経一三五度一七分一四秒四三〇四

四点　北緯三三度四二分二三秒二五二四　東経一三五度一七分一四秒七三二五

五点　北緯三三度四二分二三秒〇三九九　東経一三五度一七分一五秒五二六六

六点　北緯三三度四二分二三秒七九六七　東経一三五度一七分一五秒六一六五

七点　北緯三三度四二分二一秒五六〇四　東経一三五度一七分一五秒四五九八

八点　北緯三三度四二分二一秒五四〇二　東経一三五度一七分一五秒四二八九

九点　北緯三三度四二分二一秒七九七五　東経一三五度一七分一三秒一五〇八

十点　北緯三三度四二分二一秒〇八四九　東経一三五度一七分一二秒二〇〇八

十一点　北緯三三度四二分二一秒一六九九　東経一三五度一七分一二秒八七五六

十二点　北緯三三度四二分二一秒四三一一　東経一三五度一七分一二秒四六四五

十三点　北緯三三度四二分二一秒一五四五　東経一三五度一七分一九秒五六三八

十四点　北緯三三度四二分二一秒二三九四　東経一三五度一七分一八秒九九一一

十五点　北緯三三度四二分二一秒六〇六八　東経一三五度一七分一八秒九六三七

十六点　北緯三三度四二分二四秒〇六五三　東経一三五度一七分二〇秒一三七八

十七点　北緯三三度四二分二三秒六二八六　東経一三五度一七分二一秒二三〇七

十八点　北緯三三度四二分二三秒六〇四三　東経一三五度一七分二二秒四九三五

十九点　北緯三三度四二分二三秒一九四七　東経一三五度一七分二三秒九一三六

二十点　北緯三三度四二分二三秒三八四九　東経一三五度一七分二三秒九一〇五

二十一点　北緯三三度四二分二三秒九八〇七　東経一三五度一七分二三秒一六三九

二十二点　北緯三三度四二分二四秒二八三一　東経一三五度一七分二二秒九八二六

○国土交通省告示第三百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前川支流

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四年内務省告示第三百二十一号で指定した土地の境界線及び明治三十一年内務省告示第七十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県蒲生郡竜王町大字山面

字三ツ山　四三一番四　一号

四三一番一　二号

四三一番三　三号から五号まで

○国土交通省告示第三百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の全部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年五月二十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道３号改築工事（鳥栖久留米道路）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県久留米市東合川千出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目、東合川二丁目及び東合川三丁目地内

２　使用の部分　福岡県久留米市東合川千出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目及び東合川二丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道３号改築工事（鳥栖久留米道路）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、佐賀県鳥栖市高田町字中の坪地内から福岡県久留米市東合川三丁目地内までの延長4.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道３号改築工事（鳥栖久留米道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される一般国道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法第３条第２号に掲げる一般国道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。